

東京都北区立桐ヶ丘郷小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は、東京都北区立桐ヶ丘郷小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長を図り、学校教育に対する理解を深めることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦を図り、教養を高めるように努める。
2. 保護者と教師が相互に連絡をとり、心身ともに健康な児童を育てる。
3. 児童の教育環境がより良いものとなるように努める。

第3章 活動の方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体で、次の方針に従って運営する。

1. 会員の資質向上と親睦を図り、相互の理解に努める。
2. 児童の教育並びに、福祉のために活動する他の団体や関係機関と協力する。
3. 特定の政党や宗教団体に偏らず、また、営利を目的とする行為は行わない。
4. 学校の人事、その他管理運営については干渉しない。

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱いに関する基本方針「桐ヶ丘郷小学校個人情報保護方針」に定め適正に運用するものとする。

第4章 会 員

第6条 会員となることのできるのは、本校に在籍する児童の保護者と本校在職の教員とする。また所定の加入届けの提出をもって会員とする。また保護者は家庭単位で会員扱いとする。

第7条 会員は次の場合退会となる。

1. (自動退会) 子の卒業、転校または勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。退会届の必要はない。
2. (任意退会) 自由意志によって退会する者は、退会届の提出を行う。

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第9条 会員は、規約に従い、且つ定められた会費を納入するものとする。

第5章　会　　計

- 第10条 本会の経理は、会費、事業益金、寄付金をもって充てる。
- 第11条 会費は1家庭当たり月額400円とし、その改定は総会において行う。なお、納入は年2回（6月・10月）とし、納入金額は1回につき6ヶ月分（2400円）、納入方法は学校指定の金融機関からの引き落としとする。
- 第12条 予算は役員が立案し、総会において承認を得て成立する。必要がある時は補正予算を立てる。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会の資金を第2条の目的以外に使用してはならない。なお、慶弔規程については、別途定める。

第6章　役員及び会計監査

- 第15条 本会の役員及び会計監査は次の通りとし、会員より選出する。
- 役員　会長1名（保護者）
副会長3名以上（保護者2名以上、副校长）
書記3名以上（保護者2名以上、教員1名）
会計3名（保護者2名、教員1名）
会計監査　　3名（保護者2名、教員1名）
- 第16条 役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。
1. 会長は会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるいは長期の病気の時は、その任務を代行する。
 3. 書記は総会、運営委員会の議事録、その他本会の記録一切の処理保管を行い、会長の指示に従って庶務を行い、運営委員会の内容を一般会員に知らせる。
 4. 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を行い、この会の資産を管理する。また、年度初め総会で会計監査を経た決算報告をする。
 5. 会計監査は、この会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第17条 役員及び会計監査の選出は、学年推薦（自薦・他薦）による。
1. 指名委員を設置する。構成は以下の通りとする。
保護者 5名（互選により各学年の保護者より4名と現役員1名を選出する）
教員 2名（教員の互選により選出する）
※指名委員長は、互選により保護者から選出する。
 2. 指名委員は、役員になることはできない。
 3. 各学年より話し合いで下表人数の候補者を選出する。ただし、候補者が役員選出数に達した場合はこの限りではない。
学年人数
1年（新年度2年） 2名
2年（新年度3年） 2名
3年（新年度4年） 2名
4年（新年度5年） 2名
5年（新年度6年） 2名（但し1名でも可）
6年 次年度在籍しないため選出せず。
合計 10名（9名）
☆学年選出の際、4組の保護者は各学年に入ること。
4. 候補者が揃ったら、指名委員会・現役員の立会いのもと、互選により役職を決める。

第18条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
ただし会計については同役職での再任を2度までとし、会計監査については同役職での再任を1度までとする。また役員を兼任することはできない。

第七章 運 営

第19条 本会の運営のために次の会を置く。
1. 総会 2. 役員会 3. 運営委員会 4. 常置委員会 5. 特別委員会

第20条 総会は全会員で構成されるこの会の最高議決機関である。

第21条 総会は次の通りとする。
1. 定例総会
（1）年度初の総会・前年度の活動及び決算の報告承認
・年度活動計画及び予算の審議承認
（2）年度末総会 ・翌年度の役員及び会計監査の承認
2. 臨時総会 運営委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時開く。

なお、総会の議決は、定例総会・臨時総会共に、次のいずれかの方法に基づく。

- ① 招集による議決
- ② 書面（電磁的記録を含む）による議決

第22条 総会は、時・場所・議題を5日前に通知して開催しなければならない。

第23条 総会は、会員数の5分の1以上の出席者（委任状を含む）をもって成立する。但し、委任状は議決権をもたない。

第24条 総会の議長・副議長は、出席会員の中から選出する。

第25条 総会の議決は出席会員の過半数による。但し、会費・寄付金・臨時負担金・事業益金・規約改正等の重要議事については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第26条 役員会は、会長が認めたとき開催し次の任務を行う。
1. 運営委員会に提出する議案の作成
2. 総会及び運営委員会によって決議された事項の処理
3. その他必要な事項

第27条 運営委員会は総会につぐ議決機関であり、役員・会計監査及び**広報委員会正副委員長**をもって構成し、**適宜不定期に**開催するものとする。

第28条 運営委員会の構成は、下記の通りとする。
・校長 ・副校長 ・P T A 役員・会計監査 ・**広報委員会正副委員長**
☆運営委員会の開催については、運営委員の協議により決定する。

第29条 運営委員会は次の事項について審議する。
1. 役員会において必要と認めた事項
2. 総会に付議する事項
3. 特別委員会の設置に関する事項
4. 会員から委任された事項
5. **広報委員会等**の活動計画に関する事項
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

- 第30条 運営委員会の構成員の半数以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数による。但し、会費・寄付金・臨時負担金・事業益金・規約改正等の重要議事については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第31条 本会に次の専門委員会及びサポーターを置く。
○広報委員会 各クラスから1名選出する。
○サポーター 各学年から1名選出する。
※なお、人数については上記を最低人数とし上限は設けないものとし、各年度の学級数等を考慮し、校長・PTA役員・運営委員が協議の上決定するものとする。
- 第32条 広報委員会及びサポーターは次の活動を行う。
ただし、サポーターは役員が主体となり行う活動に対しサポートを行うものとする。
1. 広報委員会は次の活動を行う。
 - (1) 広報誌を発行する。
 - (2) 各クラブの紹介活動をし、その窓口をする。
 2. サポーターは次の活動をサポートする。
 - (1) 納食試食会の企画や運営
 - (2) 稲中四校連への参加
 - (3) こども110番の管理
 - (4) その他の学校行事や地域活動
- 第33条 特別委員会の構成はそのつど運営委員会が定め、任務終了まで継続する。
- 第34条 広報委員会の委員長（P1名）並びに副委員長（P1名・T1名）の選出は、当該委員会委員の互選による。
- 第35条 校長並びに会長は、すべての委員会に出席して意見を述べることができる。

第8章 改 正

- 第36条 本規約は総会の議決を経なければ改正することができない。
- 第37条 本会の運営にあたり必要があるとき、運営委員会は、細則を制定、または、改廃することができる。但し、その結果を会員に報告しなければならない。

第9章 附 則

第38条 本規約は平成14年4月1日より実施する。

平成14年4月 1日	施行
平成15年4月 1日	一部改定
平成16年4月 1日	一部改定
平成17年4月 1日	一部改定
平成18年3月31日	一部改定
平成19年5月15日	一部改正
平成25年3月12日	一部改訂
平成26年1月11日	一部改正
平成27年12月5日	一部改正
平成29年2月18日	一部改定
平成31年2月16日	一部改訂
令和2年5月31日	一部改訂
令和3年3月22日	一部改訂

内 規

【慶弔規程】

《教職員の慶祝》

- | | |
|---------------|-------|
| ・結 婚（在任中1回のみ） | 5000円 |
| ・出 産（第1子のみ） | 5000円 |

《教職員の弔慰、見舞い》

- | | |
|--------------|-----------|
| ・死 亡 | 10000円と供花 |
| ・入 院（2週間以上） | 5000円 |
| ・両親、配偶者、子の死亡 | 5000円 |

《在籍児童・会員の弔慰、見舞い》

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・在籍児童の死亡 | 10000円と供花 |
| ・会員の死亡 | 10000円と供花 |
| ・在籍児童の入院（2週間以上） | 5000円 |
| ・会員の入院（2週間以上） | 5000円 |

《教職員の転任、退職時のお礼》

- ・教職員の転任、退職する時は、記念品を贈る

規約改定（案）

- ★指名委員（保護者）の人数見直し：9名⇒5名 （第17条）
- ★会計の再任：1度まで⇒2度まで （第18条）
- ★各委員会⇒広報以外の委員を廃止する （第27、28、29、33条）
- ★運営委員会の開催⇒月1回⇒適宜不定期 （第27条）
- ★センターの新設 （第31、32条）
- ★慶弔規定内PTA役員退任記念品削除

【現行】

第17条 役員及び会計監査の選出は、学年推薦（自薦・他薦）による。

1. 指名委員を設置する。構成は以下の通りとする。

　保護者 9名（各委員より1名、現役員1名）

　教 員 2名（教員の互選により選出する）

※指名委員長は、互選により保護者から選出する。

【改定後】

第17条 役員及び会計監査の選出は、学年推薦（自薦・他薦）による。

1. 指名委員を設置する。構成は以下の通りとする。

　保護者 5名（互選により各学年の保護者より4名と現役員1名を選出する）

　教 員 2名（教員の互選により選出する）

【現行】

第18条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし会計、監査については同役職での再任を1度までとする。また役員を兼任することはできない。

【改定後】

第18条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし会計については同役職での再任を2度までとし、会計監査については同役職での再任を1度までとする。また役員を兼任することはできない。

【現行】

第27条 運営委員会は総会につぐ議決機関であり、役員・会計監査及び学年・成人委員会委員、他の専門委員会正副委員長をもって構成し、原則として月1回開催する。

第28条 運営委員会の構成は、下記の通りとする。

- 校長 • 副校長 • P T A役員・会計監査
- 各委員会正副長 • 学年・成人委員会委員

☆運営委員会の開催については、運営委員の協議により決定する。

第29条 運営委員会は次の事項について審議する。

1. 役員会において必要と認めた事項
2. 総会に付議する事項
3. 特別委員会の設置に関する事項
4. 会員から委任された事項
5. 各委員会の活動計画に関する事項
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

【改定後】

第27条 運営委員会は総会につぐ議決機関であり、役員・会計監査及び**広報委員会正副委員長**をもって構成し、**適宜不定期に**開催するものとする。

第28条 運営委員会の構成は、下記の通りとする。

- 校長 • 副校長 • P T A役員・会計監査 • **広報委員会正副委員長**

☆運営委員会の開催については、運営委員の協議により決定する。

第29条 運営委員会は次の事項について審議する。

1. 役員会において必要と認めた事項
2. 総会に付議する事項
3. 特別委員会の設置に関する事項
4. 会員から委任された事項
5. **広報委員会等**の活動計画に関する事項
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

【現行】

第31条 本会に次の専門委員会を置く。

- 学年・成人委員会
- 広報委員会
- 校外保健委員会

○環境委員会 各クラスから1名選出する。

※なお、各委員会の人数については各年度の学級数等を考慮し、校長・P T A役員・運営委員が協議の上決定するものとする。

【改定後】

第31条 本会に次の専門委員会**及び****センター**を置く。

- 広報委員会 各クラスから1名選出する。
- センター 各学年から1名選出する。

※なお、**人数については上記を最低人数とし上限は設けないものとし**、各年度の学級数等を考慮し、校長・P T A役員・運営委員が協議の上決定するものとする。

【現行】

第32条 専門委員会の委員は各学級より選出された4名の委員の互選により所属委員会を決定し、次の活動を行う。

1. 学年・成人委員は学級を代表し次の活動を行う。
 - (1) 会員相互の連絡と親睦を図り、学年学級のよりよい運営を行う。
 - (2) 学校保健委員会への出席（年2回）
 - (3) 親子レクの企画、運営を行う。
 - (4) 給食試食会の企画、運営を行う。
2. 広報委員会は次の活動を行う。
 - (1) 広報誌を発行する。
 - (2) 各クラブの紹介活動をし、その窓口をする。
3. 校外・保健委員は次の活動を行う。
 - (1) 児童の校外における社会生活を通して健全を図りよりよい環境づくりに努める。
 - (2) 奉仕活動の企画・運営をする。
 - (3) 稲中四校連へ参加する。
 - (4) こども110番の管理
 - (5) その他の学校行事や地域活動
4. 環境委員は次の活動を行う。
 - (1) リサクル資源の回収・管理を行う。（2）子どもたちのベルマーク運動を支援する。
 - (3) 子どもたちの環境委員会を支援する。

【改定後】

第32条 広報委員会及びソーターは次の活動を行う。
ただし、ソーターは役員が主体となり行う活動に対しサポートを行うものとする。

1. 広報委員会は次の活動を行う。
 - (1) 広報誌を発行する。
 - (2) 各クラブの紹介活動をし、その窓口をする。
2. ソーターは次の活動をサポートする。
 - (1) 給食試食会の企画や運営
 - (2) 稲中四校連への参加
 - (3) こども110番の管理
 - (4) その他の学校行事や地域活動

【現行】

第34条 各委員会の委員長（P1名）並びに副委員長（P1名・T1名、但し、校外・保健委員会はP2名・T1名）の選出は、当該委員会委員の互選による。

【改定後】

第34条 広報委員会の委員長（P1名）並びに副委員長（P1名・T1名）の選出は、当該委員会委員の互選による。